

(制定遊漁規則)

河口湖漁業協同組合
内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、河口湖漁業協同組合（以下「組合」という）が免許を受けた、内共第14号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という）の区域において組合員以外の方のする、当該漁業権の対象となっている水産動植物（わかさぎ、ふな、こい、うなぎ、おいかわ及びおおくちばすをいう）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、竿釣りの漁具漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規程による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 遊漁者は、山梨県漁業調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間中でオ欄の全長以上で、カ欄の尾数以下でなければ遊漁してはならない。

ア、魚種	イ、漁具・漁法	ウ、区域	エ、期 間	オ、全長	カ、尾数
わかさぎ	竿釣り (ただし、釣竿は1人2本以内。わかさぎ以外の胴付き釣仕掛け並びにふな、こいを除く撒き餌の禁止、トローリングの禁止、及びワーム類で下記欄外に示すとおりの内容について使用を禁止する。	全 域	1月1日～5月15日 10月1日～12月31日 の間で組合が提示する期間 (遊漁の時間は日の出1時間前から日没1時間後までの間)		
おおくちばす			1月1日～12月31日 (遊漁の時間は日の出1時間前から日没1時間後までの間)	25cm	
こい				18cm	
ふな				15cm	
おいかわ				10cm	
うなぎ					

イ、漁具・漁法のワーム類の内容

- ①軟質プラスチック製疑似餌及び合成素材付け餌を使用しての採捕。
- ②上記のうちスピーナーベイト、ラバージグ、ポークリンド(天然素材のものは除外)。

2 禁漁区域、禁漁期間の設定

産卵保護のため、遊漁者は次の表の“ア”欄の区域で、“イ”欄の期間、遊漁してはならない。また、船津浜及び浅川浜については観光客が多く危険なため禁漁として、通年禁止とする。

ア、区 域	イ、期 間
寺屋敷前ワンド（小立字室司塚1080-1先から、小立字京塚942先を結ぶ線の岸側）と久保井ワンド（大石字久保井坂下2621-2先から、大石字久保井坂下2671-1先を結ぶ線の岸側）で標柱で示してある区域。	4月1日から 6月30日まで
船津浜及び浅川浜（富士河口湖町船津字中村6722先から富士河口湖町浅川字高石1081-11先の標柱で示している区域	通年禁止

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 第2条で掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所（南都留郡富士河口湖町河口2985番地）又は、別表に定める場所において納付するとき（前売り）または、遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次の表のとおりとする。

漁具・漁法	魚種	期間	遊漁料(消費税込)
竿釣り	わかさぎ・ふな・うなぎ・ おいかわ おおくちばす・こい	1日	前売り 900円 現場売り 1,400円
		1年	12,000円

2 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表の相当欄のとおりとする。

小学生以下	無料
中学生以下 身体の不自由な者	第1項に規定する額の2分の1に相当する額 (10円未満は切り捨てとする)

3 次表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛久保518番地の1）又は県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア 漁場区域	イ 魚種	ウ 漁具・漁法	エ 遊漁料
内共第14号にかかわる全区域	わかさぎ・ふな・こい・うなぎ おいかわ・おおくちばす	竿釣り	25,000円

(遊漁承認に関する事項)

第5条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-(1)の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という）を交付するものとする。

- 2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは別記様式1-(2)の共通遊漁承認証（以下「共通承認証」という）を交付するものとする。
- 3 遊漁承認証及び共通承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証または共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 オオクチバスを生かしたまま河口湖から持ち出してはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後疎のものの遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

付 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別表 第4条第1項に定める前売り遊漁料の納付場所
河口湖漁業協同組合釣り券取扱所

販売店名	住 所	電話番号
道の駅かつやま	富士河口湖町 勝山3754-1	0555-72-5633
伏見	富士河口湖町 勝山225	0555-83-2052
さかなや	富士河口湖町 勝山441	0555-83-2700
西宮荘	富士河口湖町 小立 331-2	0555-72-1745
国友	富士河口湖町 小立1037先	0555-72-0283
赤石	富士河口湖町 小立1186	0555-72-0830
ニューブリッジキャンプ場	富士河口湖町 小立 1200	0555-72-0540
セブンイレブン河口湖船津登山道店	富士河口湖町 船津 6773	0555-72-5172
セブンイレブン河口湖勝山東店	富士河口湖町 勝山1236-1	0555-83-2340
ファミリーマート河口湖船津店	富士河口湖町 船津392-1	0555-83-3233
キャリル	富士河口湖町 船津 6713-118	0555-72-0784
河口湖ハーブ館	富士河口湖町 船津6713-18	0555-72-3082
ロイヤルホテル	富士河口湖町 船津6713	0555-73-2228
三七のドーム船	富士河口湖町 船津 6713-19	0555-83-3776
さざなみ	富士河口湖町 船津4010	0555-72-0041
佐藤売店	富士河口湖町 船津4014	0555-72-0254
マリモ	富士河口湖町 船津996-8	0555-72-0299
湖波	富士河口湖町 浅川367-1	0555-72-0349
セブンイレブン河口湖美術館通り店	富士河口湖町 河口2801-1	0555-76-7138
ファミリーマート北河口湖店	富士河口湖町 河口3086	0555-76-5131
河口湖漁業協同組合	富士河口湖町 河口2985	0555-76-6869
ハワイ	富士河口湖町 河口2986	0555-76-7629
浅間丸	富士河口湖町 河口1083	0555-76-7429
河口湖ボートハウス	富士河口湖町 河口2308-1	0555-20-4121
北浜荘	富士河口湖町 大石2953	0555-76-7736
大石商店	富士河口湖町 大石1494-1	0555-76-7157
長浜旅館	富士河口湖町 長浜795	0555-82-2128
奥河口湖マリン	富士河口湖町 長浜1281	0555-82-2703
足和田キャンプ場	富士河口湖町 長浜2183	0555-20-4511

※ 尚、この表の定めるもののほか「河口湖漁業協同組合 遊漁券取扱所」の幟旗の立つ所も納付場所とする。